
金融商品取引業等に関する内閣府令の改正に伴う「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正について

日証協 平成 22 年 11 月 25 日

本協会では、本年 11 月 25 日の自主規制会議において、「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正を行った。

信用格付業者に対する規制の導入（本年 4 月 1 日施行）に伴い、指定格付機関制度を廃止し、信用格付業者制度に統合されることとなっており、それと同時に、格付の公的利用が投資者による格付への過度の依存を招いたとの問題意識を踏まえ、金融庁においては、格付の公的利用のあり方についての見直しが行われている。

当該見直しの一環として、金融商品取引業者が、その親法人等又は子法人等が発行する有価証券の引受主幹事会社となることができる要件のうち、当該有価証券について指定格付機関による格付が付与施されることとなっている。）ことに伴い、本協会は、当該要件に代わる新たな要件の明確化や利益相反管理体制の整備を図るため、「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部について、改正を行った。

本規則改正は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。ただし、「有価証券の引受け等に関する規則」第 33 条第 3 項及び第 4 項を加える改正については、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

本規則の改正に係る趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

金融商品取引業等に関する内閣府令の改正に伴う「有価証券の
引受け等に関する規則」等の一部改正について

平成 22 年 11 月 25 日
日 本 証 券 業 協 会

・改正等の趣旨

信用格付業者に対する規制の導入（本年 4 月 1 日施行）に伴い、指定格付機関制度を廃止し、信用格付業者制度に統合されることとなっており、それと同時に、格付の公的利用が投資者による格付への過度の依存を招いたとの問題意識を踏まえ、金融庁においては、格付の公的利用のあり方についての見直しが行われている。

当該見直しの一環として、金融商品取引業者が、その親法人等又は子法人等が発行する有価証券の引受主幹事会社となることができる要件のうち、当該有価証券について指定格付機関による格付が付与されていることとする要件が削除される（当該見直しについては、平成23年 1 月 1 日から実施されることとなっている。）ことに伴い、本協会は、当該要件に代わる新たな要件の明確化や利益相反管理体制の整備を図るため、「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部について、以下のとおり改正を行うこととする。

・改正等の骨子

1. 「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について

(1) 「独立引受幹事会員」等の定義を修正する。

（第 2 条第 1 項）

(2) 主幹事会員が当該主幹事会員の親法人等又は子法人等が発行する新株予約権証券等の募集の引受けを行う場合において、公正で透明性の高い条件決定とするための要件を規定する。

（第 9 条第 1 項）

(3) 引受会員が当該引受会員の親法人等又は子法人等が発行する新株予約権証券等の引受けを行うに当たり、有価証券毎に定める所定の方法により発行価格等の条件を決定することを義務付ける旨規定する。

（第 9 条第 2 項）

(4) 独立引受会員となるための要件に新株予約権証券等の主幹事実績を追加する。

（第 10 条第 6 号）

(5) ブックビルディングによる価格決定方法に関し、社債券（引受会員が当該引受会

員の親法人等又は子法人等の発行する社債券を引受ける場合に限る。)の取扱いについて規定する。

(第 25 条)

- (6) 引受会員が当該引受会員の親法人等又は子法人等の発行する社債券の引受けを行うに当たり、発行条件をプレ・マーケティングにより決定する場合の取扱いについて必要な事項を定める。

(第 25 条の 2)

- (7) 金商業等府令第 153 条第 1 項第 4 号ハ(1)の規定を満たすため、会員が社債券に係る売買高を報告できる旨規定するとともに、本協会が報告結果を公表する旨規定する。

(第 33 条第 3 項及び第 4 項)

- (8) その他所要の整備を行う。

2. 「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」の一部改正について

- (1) 社債券に係るブックビルディングの手続きについて規定する。

(第 14 条)

- (2) 社債券に係るプレ・マーケティングの手続きについて規定する。

(第 14 条の 2)

- (3) その他所要の整備を図る。

・ 施行の時期

この改正は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。ただし、「有価証券の引受け等に関する規則」第 33 条第 3 項及び第 4 項を加える改正については、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

以 上

「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について

平成 22 年 11 月 25 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 ゝ (現 行 ど お り) 10 11 独立引受幹事会員 <u>主幹事会員及び発行者との資本及び人的関係において独立性を有し、主幹事会員の親法人等又は子法人等が発行する有価証券の募集に関し、次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める内容(以下「発行価格等」という。)の決定に関与する引受会員をいう。</u> <u>イ 株券 募集に係る発行価格</u> <u>ロ 新株予約権証券 募集に係る発行価格、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格</u> <u>ハ 新株予約権付社債券 募集に係る発行価格及び利率、新株予約権の発行価格、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額並びに新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格</u> <u>ニ 社債券 募集に係る発行価格及び利率</u> 12 ゝ (現 行 ど お り)	(定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 ゝ (省 略) 10 11 独立引受幹事会員 <u>主幹事会員の親法人等又は子法人等が発行する株券の募集に係る発行価格の決定に関与する引受会員をいう。</u> 12 ゝ (省 略)

新	旧
15	15
16 ブックビルディング 引受会員が株券等又は社債券の引受けを行うに当たり行う投資者の需要状況の調査をいう。	16 ブックビルディング 引受会員が株券等の引受けを行うに当たり行う投資者の需要状況の調査をいう。
17 (現行どおり)	17 (省 略)
18 仮 条 件 引受会員がブックビルディングを行うに際して投資者に提示する募集若しくは売出しに係る株券等の価格等又はブックビルディング若しくはプレ・マーケティングを行うに際して投資者に提示する募集に係る社債券の発行価格等の範囲をいう。	18 仮 条 件 引受会員がブックビルディングを行うに際して投資者に提示する募集又は売出しに係る株券等の価格等の範囲をいう。
19 (現行どおり)	19 (省 略)
24	24
25 プレ・マーケティング 引受会員が社債券の引受けを行うに当たり、有価証券届出書又は発行登録書が提出された後において行う投資者からの発行の条件に係る水準に関する意見の聴取をいう。	(新 設)
(主幹事会員となるための要件等)	(主幹事会員となるための要件等)
<u>第 9 条 引受会員は、金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第153条第 1 項第 4 号八の規定により、当該引受会員の親法人等又は子法人等が発行する新株予約権付社債券又は社債券の募集の引受けに係る主幹事会員となる場合には、次の各号に定めるところによらなければならない。</u>	(新 設)
1 発行価格等の決定に際し、公正で透明性の高いものとするため、第25条に定めるブックビルディング又は第25条の	

新	旧
<u>2 に定めるプレ・マーケティングにより発行価格等の決定が行われること。</u> <u>2 第25条に定めるブックビルディング又は第25条の2に定めるプレ・マーケティングを適切に行うために必要な事項を社内規則に定めること。</u> <u>3 金融商品取引法上の開示書類において細則で定める事項が公表されるよう親法人等又は子法人等に要請すること。</u> <u>4 第2号に基づき定められた社内規則の遵守状況について、定期的に検査又は監査を行うこと。</u> <u>2 引受会員は、金商業等府令第153条第1項第4号二の規定(同条第1項第4号イから八までに該当するものを除く。)により、当該引受会員の親法人等又は子法人等が新規公開において行う株券の募集の引受け若しくは上場発行者として発行する株券、新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券の募集の引受け又は当該引受会員の親法人等又は子法人等が発行する社債券の募集の引受けに係る主幹事会員となる場合には、次の各号に定めるところによらなければならない。</u> (削 る) <u>1 発行者及び独立引受幹事会員との間において、細則で定める引受審査の手続きに係る契約を締結すること。</u> <u>2 独立引受幹事会員に、主幹事会員が行った引受審査の結果の妥当性について確認を行わせること。</u> <u>3 独立引受幹事会員を発行価格等の決</u>	第9条 <u>引受会員は、金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第153条第1項第4号八の規定(同条第1項第4号イ及びロに該当するものを除く。)により、当該引受会員の親法人等又は子法人等が、新規公開において行う株券の募集の引受け又は上場発行者として発行する株券の募集の引受けに係る主幹事会員となる場合は、引受審査及び発行価格の妥当性を確保する目的から発行者及び独立引受幹事会員との間において、細則で定める引受審査の手続きに係る契約を締結しなければならない。</u> <u>2 前項の引受けを行うに当たっては、次の各号に掲げるすべての要件を満たさなければならない。</u> (新 設) <u>1 独立引受幹事会員は、主幹事会員が行った引受審査の結果の妥当性について確認を行うこと。</u> <u>2 独立引受幹事会員が価格等の決定に</u>

新	旧
定に<u>関与</u>させ、主幹事会員が行った発行価格等の妥当性について<u>も確認を行わせる</u>こと。 4 <u>発行価格等の決定に際しては、次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に掲げる要件を満たすこと。</u> イ 株券 第 25 条又は金融商品取引所の規則に定めるブックビルディングにより発行価格等の決定が行われること。 ロ 新株予約権証券及び新株予約権付社債券 第 25 条に定めるブックビルディングにより発行価格等の決定が行われること。 ハ 社債券 第 25 条に定めるブックビルディング又は第 25 条の 2 に定めるプレ・マーケティングにより発行価格等が決定されること。 5 発行者の発表資料等において細則で定める事項が公表されること。 (独立引受幹事会員となるための要件等) 第 10 条 前条第 2 項に規定する引受けにおいて引受会員が独立引受幹事会員となるに当たっては、次の各号に掲げるすべての要件を満たさなければならない。 1 (現行どおり) 5 6 <u>次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に掲げる要件を満たすこと。</u> イ 株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券 <u>発行決議日前 5 年以上株券、新株予約権証券又は新株予約権付</u>	<u>関与し</u>、主幹事会員が行った価格等の妥当性について<u>確認を行う</u>こと。 3 価格等の決定においては、第 25 条又は金融商品取引所の規則に定めるブックビルディングによる価格等の決定が行われること。 4 発行者の発表資料において細則で定める事項が公表されること。 (独立引受幹事会員となるための要件等) 第 10 条 前条第 1 項に規定する引受けにおいて引受会員が独立引受幹事会員となるに当たっては、次の各号に掲げるすべての要件を満たさなければならない。 1 (省 略) 5 6 <u>発行決議日前 5 年以上引受業務に従事し、かつ、発行決議日前 2 年以内に主幹事会員としての実績があること。</u>

新	旧
<u>社債券のいずれかの引受業務に従事し、かつ、発行決議日前2年以内に株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券のいずれかの主幹事会員としての実績があること。</u> <u>□ 社債券 発行に係る条件を決定する日前5年以上社債券の引受業務に従事し、かつ、発行に係る条件を決定する日前2年以内に社債券の主幹事会員としての実績があること。</u> （独立引受幹事会員の変更） 第 11 条 <u>第9条第2項の規定の適用を受ける引受けにおいて、独立引受幹事会員の追加（新たに独立引受幹事会員が加わることをいう。）\ 交代（すべての独立引受幹事会員が取り止め、かつ独立引受幹事会員が追加されることをいう。以下この条において同じ。）又は減少（複数の独立引受幹事会員が置かれた場合において一部の独立引受幹事会員が取り止めることをいう。以下この条において同じ。）があった場合は、当該引受けにおける主幹事会員は、次の各号に掲げるところにより、当該引受けを取り扱わなければならない。</u> 1 主幹事会員は、<u>第9条第2項第1号に規定する契約の締結日以後、発行決議日（社債券の発行登録を行う場合その他やむを得ない場合にあっては、発行に係る条件を決定する日。第3号及び第4号において同じ。）までの間に当該契約を締結した独立引受幹事会員の追加又は減少があった場合は、その理由を確認し、引受けを行うかどうかについて判断すること。</u>	（独立引受幹事会員の変更） 第 11 条 <u>第9条第1項に規定する引受けにおいて、独立引受幹事会員の追加（新たに独立引受幹事会員が加わることをいう。）\ 交代（すべての独立引受幹事会員が取り止め、かつ独立引受幹事会員が追加されることをいう。以下この条において同じ。）又は減少（複数の独立引受幹事会員が置かれた場合において一部の独立引受幹事会員が取り止めることをいう。以下この条において同じ。）があった場合は、当該引受けにおける主幹事会員は、次の各号に掲げるところにより、当該引受けを取り扱わなければならない。</u> 1 主幹事会員は、<u>第9条第1項に規定する契約の締結日以後、発行決議日までの間に当該契約を締結した独立引受幹事会員の追加又は減少があった場合は、その旨の理由を確認し、引受けを行うかどうかについて判断すること。</u>

新	旧
2 (現行どおり) 3 発行決議日以後に独立引受幹事会員の追加があった場合は、<u>その理由</u>を確認し、引受けを行うかどうかについて判断すること。 4 (現行どおり)	2 (省 略) 3 発行決議日以後に独立引受幹事会員の追加があった場合は、<u>その旨の理由</u>を確認し、引受けを行うかどうかについて判断すること。 4 (省 略)
(上場発行者による公募増資等における引受審査項目) 第 17 条 引受会員は、上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、次の各号に掲げる有価証券の種類に応じて、少なくともそれぞれ各号に掲げる引受審査項目について厳正な審査を行わなければならない。 1 (現行どおり) 2 新株予約権付社債券 前号及び次条第 1 項第 2 号に掲げる項目 3 (現行どおり) 2 (現行どおり)	(上場発行者による公募増資等における引受審査項目) 第 17 条 引受会員は、上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、次の各号に掲げる有価証券の種類に応じて、少なくともそれぞれ各号に掲げる引受審査項目について厳正な審査を行わなければならない。 1 (省 略) 2 新株予約権付社債券 前号及び次条第 1 項第 1 号に掲げる項目 3 (省 略) 2 (省 略)
(ブックビルディングによる価格等の決定) 第 25 条 引受会員は、株券等又は社債券の引受け(<u>社債券の引受けに関しては、第 9 条第 1 項又は同条第 2 項の規定の適用を受けるものに限る。</u>)を行うに当たり、ブックビルディングにより募集又は売出しに係る株券等の価格等並びに募集に係る社債券の発行価格等の条件を決定する場合、当該ブックビルディングにより把握した投資者の需要状況に基づき、払込日までの期間に係る相場の変動リスク等を総合的に勘案して発行者又は売出人と協議するものとする。	(ブックビルディングによる価格等の決定) 第 25 条 引受会員は、株券等の引受けを行うに当たり、ブックビルディングにより募集又は売出しに係る株券等の価格等の条件を決定する場合、当該ブックビルディングにより把握した投資者の需要状況に基づき、払込日までの期間に係る相場の変動リスク等を総合的に勘案して発行者又は売出人と協議するものとする。

新	旧
2 (現行どおり) <u>(プレ・マーケティングによる発行価格等の決定)</u> <u>第 25 条の 2</u> 引受会員は、第 9 条第 1 項又は同条第 2 項の規定の適用を受ける社債券の引受けを行うに当たり、<u>プレ・マーケティングにより募集に係る社債券の発行価格等に係る条件を決定する場合、プレ・マーケティングにより把握した発行に係る条件の水準を勘案して発行者と協議するものとする。</u> <u>2 前項に規定するプレ・マーケティングの手続きについては、細則をもって定める。</u> (引受けの報告等) <u>第 33 条</u> (現行どおり) 2 (現行どおり) <u>3 協会員は、社債券の売買高に関し、所定の方法により本協会に報告することができる。</u> <u>4 本協会は、所定の場合における売買高の総額を所定の方法により公表するものとする。</u> 付 則 この改正は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 33 条第 3 項及び第 4 項を加える改正については、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。	2 (省 略) (新 設) (引受けの報告等) <u>第 33 条</u> (省 略) 2 (省 略) (新 設) (新 設)

「「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則」の一部改正について

平成 22 年 11 月 25 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(契約の締結) 第 2 条 <u>規則第 9 条第 2 項第 1 号</u>に規定する契約は、次に掲げる事項を定めなければならない。 1 主幹事会員及び独立引受幹事会員は、発行者が行う株券、<u>新株予約権証券、新株予約権付社債券又は社債券</u>の募集に係る引受審査が、公正かつ十分なものとなるよう協力して行うこと。 2 3 (現行どおり) 4 5 <u>株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券及び社債券に係る発行価格等</u>の決定は、公正かつ適切なものとなるよう、主幹事会員は独立引受幹事会員と協議した上で行うとともに、独立引受幹事会員に対して需要状況を提供すること。 6 <u>新株予約権証券、新株予約権付社債券又は社債券(以下「新株予約権付社債券等」という。)</u>に係る規則第 2 条第 11 号に規定する発行価格等の決定は、公正かつ適切なものとなるよう、主幹事会員は独立引受幹事会員と協議した上で行うとともに、独立引受幹事会員に対して必要な情報を提供すること。 7 独立引受幹事会員が<u>株券又は新株予約権付社債券等</u>の募集に係る引受審査の過程で主幹事会員が行った引受審査の内容又は<u>株券の発行価格等若しくは新株予約権付社債券等の発行価格等</u>の	(契約の締結) 第 2 条 <u>規則第 9 条第 1 項</u>に規定する契約は、次に掲げる事項を定めなければならない。 1 主幹事会員及び独立引受幹事会員は、発行者が行う株券の募集に係る引受審査が、公正かつ十分なものとなるよう協力して行うこと。 2 3 (省 略) 4 5 <u>価格等</u>の決定は、公正かつ適切なものとなるよう、主幹事会員は独立引受幹事会員と協議した上で行うとともに、独立引受幹事会員に対して需要状況を提供すること。 (新 設) 6 独立引受幹事会員が<u>当該株券</u>の募集に係る引受審査の過程で主幹事会員が行った引受審査の内容又は<u>価格等</u>の決定が不適切であると判断し、引受けを行わないことを決定した場合は、当該株券

新	旧
決定が不適切であると判断し、引受けを行わないことを決定した場合は、当該株券又は新株予約権付社債券等の募集の引受けが中止されること。 8 (現行どおり) 9 主幹事会員及び独立引受幹事会員は、第1号から第8号までの契約事項が確實かつ十分に履行されたかどうか、株券又は新株予約権付社債券等の募集の払込期日の翌日まで又は中止した場合は速やかにそれぞれが確認した旨の書面を作成し、相互で5年間保管すること。 (契約の時期) 第3条 規則第9条第2項第1号に規定する引受審査の手續きに係る契約の締結は、新規公開において行う株券の募集にあつては、発行者の金融商品取引所への上場申請日の1か月以上前までに、上場発行者が発行する株券、<u>新株予約権証券又は新株予約権付社債券</u>の募集にあつては、<u>発行決議日の17営業日以上前までに行うものとする。</u> 2 <u>規則第9条第2項第1号に規定する引受審査の手續きに係る契約の締結は、社債券の募集にあつては、発行決議日の17営業日以上前(社債券の発行登録を行う場合にあっては、発行登録効力発生予定日の14営業日以上前(やむを得ない場合にあっては、条件決定予定日の14営業日以上前))までに行うものとする。</u> (独立引受幹事会員の引受審査の開始時期) 第4条 独立引受幹事会員(規則第11条で定める追加の独立引受幹事会員を除く。	の募集の引受けが中止されること。 7 (省 略) 8 主幹事会員及び独立引受幹事会員は、第1号から第7号の契約事項が確實かつ十分に履行されたかどうか、当該株券の募集の払込期日の翌日まで又は中止した場合は速やかにそれぞれが確認した旨の書面を作成し、相互で5年間保管すること。 (契約の時期) 第3条 規則第9条第1項に規定する引受審査の手續きに係る契約の締結は、新規公開において行う株券の募集にあつては発行者の金融商品取引所への上場申請日の1か月以上前までに、上場発行者が発行する株券の募集にあつては発行決議日の17営業日以上前までに行うものとする。 (新 設) (独立引受幹事会員の引受審査の開始時期) 第4条 独立引受幹事会員(規則第11条で定める追加の独立引受幹事会員を除

新	旧
以下この条において同じ。)が行う引受審査の開始時期は、<u>新規公開において行う株券の募集にあっては発行者が行う金融商品取引所への上場申請日の1か月以上前までに、上場発行者が発行する株券又は新株予約権付社債券等の募集にあっては発行決議日の17営業日以上前(社債券の発行登録を行う場合には発行登録効力発生予定日の14営業日前(やむを得ない場合にあっては、条件決定予定日の14営業日以上前))までに主幹事会員と合意した日から行うものとする。</u> 2 <u>独立引受幹事会員が行う引受審査の開始時期は、上場発行者以外の発行者が発行する社債券の募集にあっては発行決議日の17営業日以上前(社債券の発行登録を行う場合には発行登録効力発生予定日の14営業日前(やむを得ない場合にあっては、条件決定予定日の14営業日以上前))までに主幹事会員と合意した日から行うものとする。</u> (発表資料等) 第5条 <u>規則第9条第1項第3号に規定する細則に定める事項は、次に掲げるとおりとする。</u> <u>1 発行者の親法人等又は子法人等を主幹事会員とした旨</u> <u>2 発行者と主幹事会員との関係の具体的内容</u> <u>3 主幹事会員が発行価格等の決定に当たり発行者から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容</u> 2 <u>規則第9条第2項第5号に規定する細則に定める事項は、次に掲げるとおりとする。</u>	く。)が行う引受審査の開始時期は、発行者が行う金融商品取引所への上場申請日の1か月以上前までに、上場発行者が発行する株券の募集にあっては発行決議日の17営業日以上前までに主幹事会員と合意した日から行うものとする。 (新 設) (新 設) (発表資料) (新 設) 第5条 <u>規則第9条第2項第4号に規定する発表資料において公表される事項は、次に掲げるとおりとする。</u>

新	旧
1 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 <u>当該株券又は当該新株予約権付社債券等の募集の引受けに係る価格等の決定に適切に関与した独立引受幹事会員の名称</u> 4 (現行どおり) 5 (現行どおり) (引受審査資料の受領の取扱い) 第 6 条 規則第12条第 2 項柱書に規定する主幹事会員の引受審査資料の受領の取扱いは、次に掲げるところにより行うものとする。 1 (現行どおり) 2 上場発行者が発行する有価証券の募集若しくは売出し又は上場発行者以外の者が発行する社債券の募集若しくは売出しに際して引受けを行う場合には、原則として、発行決議日の 17 営業日前 (社債券の発行登録を行う場合には発行登録効力発生予定日の 14 営業日前) までに受領すること。 (ブックビルディングの手続き) 第 14 条 規則第25条第 2 項に規定するブックビルディングの手続きは、次のとおりとする。 1 仮条件の決定 引受会員は、次のイ、ロ又はハに掲げる区分に応じ、当該イ、ロ又はハに定める事項を総合的に勘案して、発行者又は売出人と協議のうえ仮条件を決定する。 イ (現行どおり) ロ (現行どおり)	1 (省 略) 2 (省 略) 3 <u>当該株券の募集の引受けに係る価格等の決定に適切に関与した独立引受幹事会員の名称</u> 4 (省 略) 5 (省 略) (引受審査資料の受領の取扱い) 第 6 条 規則第12条第 2 項柱書に規定する主幹事会員の引受審査資料の受領の取扱いは、次に掲げるところにより行うものとする。 1 (省 略) 2 上場発行者が発行する有価証券の募集若しくは売出し又は上場発行者以外の者が発行する社債券の募集若しくは売出しに際して引受けを行う場合には、原則として、発行決議日の17営業日前 (<u>上場発行者の社債券の発行登録を行う場合には発行登録効力発生予定日の14営業日前</u>) までに受領すること。 (ブックビルディングの手続き) 第 14 条 規則第25条第 2 項に規定するブックビルディングの手続きは、次のとおりとする。 1 仮条件の決定 引受会員は、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を総合的に勘案して、発行者又は売出人と協議のうえ仮条件を決定する。 イ (省 略) ロ (省 略)

新	旧
<u>八 社債券の募集における仮条件の決定</u> — <u>募集に係る社債券の発行者の信用力、発行要項</u> — <u>有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者の意見</u> — <u>募集に係る社債券の発行者の既発行社債の流通利回り、募集に係る社債券の発行者と同程度の信用力である社債券の流通利回り、売買参考統計値等のうち、募集形態に応じて参考となる事項</u> — <u>その他仮条件の決定に関し参考となる資料及び意見</u> 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) 2 (現行どおり)	(新 設) 2 (省 略) 3 (省 略) 2 (省 略)
(プレ・マーケティングの手続き) 第 14 条の 2 <u>規則第 25 条の 2 第 2 項に規定するプレ・マーケティングの手続きは、次のとおりとする。</u> <u>1 発行価格等の調査範囲の決定</u> <u>引受会員は、次に定める事項を総合的に勘案して、発行者と協議のうえ、発行価格等の調査範囲(仮条件を定める場合には、仮条件を含む。)を決定する。仮条件を決定するに当たっては、前条第 1 項第 1 号八の規定を準用するものとする。</u> <u>イ 募集に係る社債券の発行者の信用力、発行要項</u> <u>ロ 発行の条件に係る水準に関する投資者の意見</u>	(新 設)

新	旧
<u>八 募集に係る社債券の発行者の既発行社債の流通利回り、募集に係る社債券の発行者と同程度の信用力である社債券の流通利回り、売買参考統計値等のうち、募集形態に応じて参考となる事項</u> <u>二 その他発行の条件に係る決定に関し参考となる資料及び意見</u> <u>2 発行の条件に係る水準の調査</u> <u>引受会員は、発行の条件に係る水準の把握のための基本方針を定めるとともに、プレ・マーケティングを担当する引受会員を定めるものとする。この場合において、当該引受会員は、当該基本方針に基づいて発行の条件に係る水準に関する意見の聴取を行うものとする。</u> <u>3 記録の保存</u> <u>引受会員は、発行の条件に係る水準に関する意見の聴取に係る記録を書面又は電磁的方法等により 6 か月間保存する。</u> (引受けの報告) 第 16 条 規則第33条第 1 項に規定する報告は、それぞれの株券等の募集の代表引受会員となった会員が、引受けを行う株券等の募集に係る発行者の発行決議日及び<u>価格等の条件を決定する日</u>の翌日(当日が休業日の場合は、翌営業日)までに本協会に当該株券等の募集に関する記者発表資料を提出するとともに、当該引受けを行った月の翌月の10日(当日が休業日の場合は、前営業日)までに、別に定める「増資状況報告書」を本協会に提出することにより行うものとする。	(引受けの報告) 第 16 条 規則第33条第 1 項に規定する報告は、それぞれの株券等の募集の代表引受会員となった会員が、引受けを行う株券等の募集に係る発行者の発行決議日及び<u>条件決議日</u>の翌日(当日が休業日の場合は、翌営業日)までに本協会に当該株券等の募集に関する記者発表資料を提出するとともに、当該引受けを行った月の翌月の10日(当日が休業日の場合は、前営業日)までに、別に定める「増資状況報告書」を本協会に提出することにより行うものとする。

新	旧
2 前項の規定は、売出しの引受けについて準用する。この場合において、「株券等の募集」とあるのは「売出し」と、「発行決議日及び価格等の条件を決定する日」とあるのは「当該売出しについて公表を行う日」と、「増資状況報告書」とあるのは「売出状況報告書」とそれぞれ読み替えるものとする。 付 則 この改正は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。	2 前項の規定は、売出しの引受けについて準用する。この場合において、「株券等の募集」とあるのは「売出し」と、「発行決議日及び条件決議日」とあるのは「当該売出しについて公表を行う日」と、「増資状況報告書」とあるのは「売出状況報告書」とそれぞれ読み替えるものとする。

金融商品取引業等に関する内閣府令の改正に伴う「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正（案）に対するパブリック・コメントの結果について

平成 22 年 11 月 25 日

日 本 証 券 業 協 会

本協会では、金融商品取引業等に関する内閣府令の改正に伴う「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正（案）について、平成 22 年 10 月 14 日から 11 月 4 日までの間、パブリック・コメントの募集を行った。

この間に寄せられた意見（9 件、3 社）及び意見に対する考え方は、以下のとおりである。

項 番	該当条文	意 見	考 え 方
1	本則 第 2 条 第 18 項 細則 第 14 条 の 2 第 1 項	本則第 2 条 18 項において仮条件の定義が、「社債券の発行価格の範囲をいう。」となっている。一方、細則第 14 条の 2 第 1 項では、発行価格の範囲を決定するところがあるが、これは、本則第 2 条 18 項の仮条件の定義と一致する。 よって、細則第 14 条の 2 第 1 項の本文において、発行価格の範囲を別の言葉に置き換える必要があるのではないか。具体的には以下の記載としてはどうか。 第 14 条の 2 （省略） 1 発行価格等の調査範囲の決定 引受会員は、次に定める事項を総合的に勘案して、発行者と協議のうえ、発行価格等の調査範囲（<u>仮条件を定める場合には、仮条件を含む。</u>）を決定する。仮条件を決定するに当たっては、前条第 1 項第 1 号八の規定を準用するものとする。	御意見を踏まえ、規定を修正いたします。
2	規則 第 9 条 第 1 項 第 3 号	開示書類における公表について雛型を作成して頂きたい。	発表資料の記載事例につきましては、決定次第、別途会員通知においてお知らせいたします。
3	本則 第 9 条	引受会員が発行者及び独立引受幹事会員との間における引受審査の手続きに係	契約に当たっては、最低限、規則で定めている内容を網羅する必要があると

項 番	該当条文	意 見	考 え 方
	第 2 項 第 1 号	る契約書について、雛型を作成して頂きたい。(株券の募集の際には、相応の準備期間があるので、会員間で調整を行っても問題ないが、社債の場合は、都度調整を行っている時間がないため。)	すが、そうした内容に止まらず、契約すべきと考えられる内容は案件毎に異なることが想定されますので、協会より雛形をご提示することは馴染まないものと考えます。
4	規則 第 9 条 第 2 項 第 1 号、 細則 第 3 条 第 1 項 及び 第 2 項	規則第 9 条第 2 項第 1 号に規定する引受審査の手続きに係る契約の締結時期と規則の施行日との適用関係について考え方を教えていただきたい。 細則第 3 条第 1 項並びに第 2 項に定める契約締結時期(上場申請の 1 ヶ月以上前又は発行決議日の 17 営業日以上前)が本年 12 月中となる案件の場合、規則施行前の 12 月中に契約締結する必要があるか。 【理由】 規則に基づき契約締結が必要であるが、契約締結日が規則施行前となる場合の取り扱いについて確認したいため。	改正金商業等府令の施行日前後の取扱いについては、金融庁が平成 22 年 9 月 8 日に公表している「『企業内容等の開示に関する内閣府令(案)』等に対するパブリック・コメントの結果等について」項番 44 において考え方が示されておりますが、その考え方と同様に、一般的には、施行日前に発行価格等の決定が行われて、元引受け契約が締結されているものについては、改正前の規定が適用されるものと考えられます。一方、改正後の規則の適用については、一般的に発行価格等の決定又は元引受け契約の締結が改正規則の施行日以後に行われるものについて、改正後の規定が適用されることになるものと考えます。 なお、改正後の規定が適用されるものの中には、発行決議日や発行登録効力発生予定日等の時期によっては、改正後の細則第 3 条第 1 項及び第 2 項に定める引受審査の手続きに係る契約締結の期限が、改正規則の施行日である平成 23 年 1 月 1 日より前になるような事例もありえます。
5	規則 第 10 条 第 6 号	発行決議日前 5 年以上の引受業務従事及び有価証券の区分による 2 年以内の実績の要件については、組織再編等により、十分な経験を有すると考えられる引受業務を承継した会員であって、かつ、当該	個別事例毎の実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、左記の事例については、貴見のとおりであると考えます。

項 番	該当条文	意 見	考 え 方
		承継業務の内容や実態を総合的に勘案した上で、問題がないと考えられる場合には、承継業務の実績を含めて当該要件を満たすかどうか判断されるという理解でよい。	
6	規則 第 11 条	細則案第 3 条第 2 項、第 4 条第 1 項及び第 2 項並びに第 6 条第 2 号と同様に「やむを得ない場合」を追加するべきである。	ご指摘のとおり修正いたします。
7	細則 第 3 条 第 2 項、 第 4 条 第 1 項 及び 第 2 項 並びに 第 6 条 第 2 号	「やむを得ない場合」については、発行登録を利用する場合のみではなく、有価証券届出書を提出する場合についても適用されるという理解でよい。(上記修正要望 2. により引受規則案第 11 条が修正された場合には引受規則第 11 条も同様と理解)	ご理解のとおりで差し支えないと考えます。 なお、「やむを得ない場合」として看做される事例につきましては、別途 Q & A などでお示しする予定です。
8	細則 第 3 条 第 2 項	「(社債券の発行登録を行う場合にあっては、発行登録効力発生予定日の 14 営業日以上前 (やむを得ない場合にあっては、条件決定予定日の 14 営業日以上前)) までに行うものとする。」とあるが、社債券の発行登録を行う段階において、独立引受幹事会員が決定していない場合は、やむを得ない場合に該当し、条件決定予定日の 14 営業日以上前までに実施するという考え方でよい。	
9	細則 第 14 条 第 1 項 第 1 号	発行要領は、細則第 14 条の 2 第 1 項イと平仄を合わせるため、発行要項とすべきではない。	御意見を踏まえ、規定を修正いたします。

項 番	該当条文	意 見	考 え 方
	八(1)		

以 上